

キャリアアトランプ®資格及びキャリアアトランプ®会員制度に関する規約

第1条(目的)

1. 本規約は、株式会社 Carritra(以下「当社」という)が運営するキャリアアトランプ®の資格制度、およびキャリアアトランプ®会員制度について定める。
2. キャリアアトランプ®の資格制度は、キャリアアトランプ®を学ぶ人が、段階的・系統的に学びを深め、自信をもってキャリアアトランプ®の活用ができるようになるための機会と仕組みを提供することを目的とする。
3. キャリアアトランプ®会員制度は、キャリアアトランプ®の各種資格取得者が、継続的にキャリアアトランプ®の最新の学びと使用方法の理解を深め、効果的なキャリア支援方法を習得していくためのサービス提供を目的とする。

第2条(キャリアアトランプ®の各種資格について)

1. キャリアアトランプ®各種資格には、以下の種類がある。
 - ・キャリアアトランプ®ファシリテーター資格
 - ・キャリアアトランプ®メンタリング資格
 - ・キャリアアトランプ®ダイバーシティ・ナビゲーター資格
 - ・キャリアアトランプ®回想支援ファシリテーター資格
 - ・キャリアアトランプ®終活支援ファシリテーター資格
 - ・対話型組織開発ファシリテーター資格
 - ・キャリアアトランプ®認定講師資格
 - ・キャリアアトランプ®資格認定講師資格
 - ・キャリアアトランプ®ダイバーシティ・ナビゲーターインストラクター資格
2. キャリアアトランプ®各種資格を取得するには、各資格認定講座を受講し修了することで資格取得ができる。ただし、「キャリアアトランプ®認定講師資格」「キャリアアトランプ®資格認定講師資格」「キャリアアトランプ®ダイバーシティ・ナビゲーターインストラクター資格」は、それぞれ認定試験があり、試験に合格することで資格取得ができる。また、対話型組織開発ファシリテーター資格は、対話型組織開発ファシリテーター資格認定キットを購入することで資格取得となる。
3. キャリアアトランプ®各種資格は、前項により資格取得したのち、キャリアアトランプ®会員となることで当社によって資格認定され、対外的に資格取得を名乗ることができる。

第3条(会員について)

1. キャリアアトランプ®会員とは、本規約を承認の上、キャリアアトランプ®各種資格認定講座を受講して同資格を取得し、キャリアアトランプ®会員資格を得た者をいう。キャリアアトランプ®資格は、キャリアアトランプ®会員となることで、対外的に資格名称を名乗ることができる。

2. キャリアトランプ®会員は、毎年定められた年会費を支払うことで、会員更新手続きを行う。手続きを行わない場合、会員資格は失効し、同時に保有資格も失効する。

第4条(キャリアトランプ®資格者の活動範囲)

1. キャリアトランプ®資格者は、以下のことができる。

- (1) キャリアトランプ®資格名称の使用
- (2) キャリアトランプ®を利用した講座やセミナー等を実施すること。
- (3) 上位資格の資格認定講座受講

2. キャリアトランプ®資格のうち、以下の資格取得者は「キャリアトランプ®資格認定講座への登壇」ができる。

- (1) キャリアトランプ®資格認定講師は、キャリアトランプ®ファシリテーター資格認定講座および、キャリアトランプ®メンタリング資格認定講座の登壇ができる。ただし、当社が定める資格認定講師の更新条件を満たす必要があり、更新条件については、別途定める。
- (2) キャリアトランプ®ダイバーシティ・ナビゲーターインストラクターは、キャリアトランプ®ダイバーシティ・ナビゲーター資格認定講座の登壇ができる。

第5条(会員の種別)

キャリアトランプ®会員は、保有資格によって、次の2種類とする。

(1) 一般会員

以下のうち、いずれかの資格を保有する者を、一般会員とする。ただし、次項で定める講師会員に該当する者は含まれない。

- ・キャリアトランプ®ファシリテーター資格
- ・キャリアトランプ®メンタリング資格
- ・キャリアトランプ®ダイバーシティ・ナビゲーター資格
- ・キャリアトランプ®回想支援ファシリテーター資格
- ・キャリアトランプ®終活支援ファシリテーター資格
- ・対話型組織開発ファシリテーター資格

(2) 講師会員

以下のうち、いずれかを保有する者を、講師会員とする。

- ・キャリアトランプ®認定講師資格
- ・キャリアトランプ®資格認定講師資格
- ・キャリアトランプ®ダイバーシティ・ナビゲーターインストラクター資格

第6条(年会費)

1. 会員種別により、年会費の金額は以下の通りとし、年度毎(毎年4月1日～翌年3月末日まで)に適用する。

- (1) 一般会員 7,000円(税別)
- (2) 講師会員 11,500円(税別)

2. 年会費金額は、年度末日時点の会員種別により、翌年度の金額を決定する。年度の途中で保有資格が変更し、会員種別が変わった場合、会員サービスは新しい会員種別に応じて受けられるが、年会費の差額を支払うことはない。

第7条(会員の更新手続き)

キャリアアトランプ®会員は、前条で定められた年会費を支払うことで、会員更新手続きを行う。ただし、入会初年度は年会費の支払いは免除される。更新は、入会年度の翌年度からとなる。更新手続きについては、別途定める。

第8条(会員サービス)

会員は次のサービスが受けることができる。

- (1) Carritra 公認のキャリアアトランプ®資格を名乗ること（キャリアアトランプ®ファンリテーター等）
- (2) 会員専用のキャリアアトランプ®メンバーズプログラムサイトより、資格別に用意された教材のダウンロード
- (3) 資格取得した講座の「無料オブザーブ制度」の利用（一部制限有）
- (4) キャリアアトランプ®教材の購入およびレンタル
- (5) キャリアアトランプ®に関する最新情報の各種配信サービス
- (6) キャリアアトランプ®のロゴや名称の利用（別途、「商標・著作物使用許諾契約書」の締結が必要）
- (7) 会員限定各種セミナーの受講
- (8) このほか、当社が提供する会員向けサービス全般

第9条(退会について)

1. 定められた期日までに会員の更新手続きが取られない場合、キャリアアトランプ®会員制度からの退会とみなし、会員資格およびキャリアアトランプ®各種資格は失効する。

2. 退会となった場合、対外的にキャリアアトランプ®資格を名乗ることはできない。また、会員サービスは受けられなくなり、自身が行うセミナープログラム等に「キャリアアトランプ®」の文言を使用することもできない。

第10条(再入会について)

会員更新手続きの不履行により会員資格を失効した場合、再度資格を取得するには、各種資格認定講座を再受講することで可能となる。その場合、正規受講料が発生する。

第11条(各種資格および会員資格の停止)

キャリアアトランプ®会員が、受講規約等当社の定める各種規約に違反していることが分かった場合、当社は当該会員の会員資格およびキャリアアトランプ®資格を直ちに停止することができる。また、資格停止された者の再受講は認めない。

第13条(改定)

1. 本規約の内容は、法令その他本規約に別段の定めのある事項を除いて、当社の裁量に基づき、改定することができるものとする。

2. 当社が、本規約を改定する場合には、改定後の本規約の施行時期及び内容を、当社のウェブサイトへの提示またはメンバーへの通知その他適切な方法により告知する。

(制定:2017年4月1日)

(改定:2021年12月1日)

(改定:2024年1月1日)